

議案第 10 号

小城市立小中学校夏季休業期間中の学校閉庁日の
設定について

小城市立小中学校夏季休業期間中の学校閉庁日について別
紙のとおり提出する。

令和元年 7 月 25 日 提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

文部科学省の緊急対策を受け、昨年実施を行った学校閉庁
日について、今年度以降の学校閉庁日を設定する必要がある。
これが、本議案を提出する理由である。

小城市立小中学校 夏季休業中の「学校閉庁日」の設定について

1. 設定の主旨

- 教職員の負担軽減や働き方の見直し等の観点から、休暇等の取得促進による健康増進を図る。
- 学校施設の夏季の省エネルギー対策を推進する。
- 児童生徒のリフレッシュとともに、家庭でのふれあいや地域活動への参加促進を図る。

2. 学校閉庁期間（※教職員が勤務しない期間）

8月13日から15日の3日間（土日の場合も含む）とし、小城市立小中学校統一して実施する。

3. 実施年度

2018年度・2019年度 試行
2020年度～ 本格実施

4. 学校閉庁期間中の課題とその対応

（1）周知

- ・保護者…保護者宛の文書または学校だより等を活用し周知する。
- ・市民等…市報、ホームページ等で周知する。
- ・教職員…管理職から職員会議等で説明し、共通理解を図り協力を依頼する。

（2）転入時対応

教育委員会教育総務課学事係より保護者等へ説明を行い、後日各学校での手続きをお願いする。

（3）部活動

原則禁止とする。

（4）学校施設開放

極力学校施設を使用しないように、利用者の理解を求める。

（5）期間中の勤務

県費（本務者・臨時採用）、市費正規職員は、夏季休暇または年次有給休暇対応とする。